

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第9条関係）				別表第1（第9条関係）			
試験の種類	試験の対象となる職			試験の種類	試験の対象となる職		
職員採用I種試験	(1)～(3) [略] (4) 医療職給料表(2)の職務の級2級の職のうち <u>栄養士</u> 、 <u>臨床心理士</u> 又は <u>医療社会事業士の職</u> (5) <u>市町村立学校医療職給料表の職務の級2級の職のうち学校栄養職員の職</u>			職員採用I種試験	(1)～(3) [略] (4) 医療職給料表(2)の職務の級2級の職のうち <u>臨床心理士</u> 又は <u>医療社会事業士の職</u>		
職員採用II種試験	(1)～(4) [略] (5) <u>市町村立学校医療職給料表の職務の級1級の職のうち学校栄養職員の職</u>			職員採用II種試験	(1)～(4) [略]		
[略]				[略]			
別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				別表第2（第9条の2－第10条の2関係）			
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
職員採用I種試験	一般行政	[略]	<u>教養試験</u> <u>専門試験（多肢選択式）</u> <u>専門試験（記述式）</u> <u>論文試験</u> <u>人物試験（個別面接、集団討論、性格検査）</u> <u>身体検査</u> <u>人物調査</u>	職員採用I種試験	一般行政	[略]	方 法 A <u>教養試験</u> <u>専門試験（多肢選択式）</u> <u>専門試験（記述式）</u> <u>人物試験（個別面接、集団討論、適性検査）</u> <u>身体検査</u>
	社会福祉	主として社会福祉に関する知識等を必要とする業務に	方 法 B <u>教養試験</u> <u>論文試験</u> <u>人物試験（個別面接、</u>				

		従事することを職務とする職	
心理		主として心理学に関する知識等を必要とする業務に従事することを職務とする職	
		[略] 論文試験 建築設計製図（ <u>建築の職種区分に係る試験に限る。</u> ） 人物試験（個別面接、 <u>集団討論、性格検査</u> ） 身体検査 人物調査	
農学		[略]	
	[略]		
総合化学		[略]	
栄養	主として栄養指導に関する知識等を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験（記述式） 論文試験 人物試験（個別面接、 <u>集団討論、性格検査</u> ） 身体検査 人物調査	
職員採用Ⅱ種試験	[略]	教養試験	
	警察事務	[略]	
	社会福祉	主として社会福祉に関する知識等を必要とする業務に	専門試験（多肢選択式） 論文試験 人物試験（個別面接、 <u>性格検査</u>

			集団討論、 <u>適性検査</u> 身体検査
社会福祉	主として社会福祉に関する知識等を必要とする業務に従事することを職務とする職	[略] 論文試験	
心理	主として心理学に関する知識等を必要とする業務に従事することを職務とする職	人物試験（個別面接、 <u>集団討論、適性検査</u> ） 身体検査	
農学		[略]	
	[略]		
総合化学		[略]	
職員採用Ⅱ種試験	[略]	教養試験	
	警察事務	[略]	
			論文試験 人物試験（個別面接、 <u>適性検査</u>

		従事すること を職務とする 職) 身体検査 人物調査
	栄養	[略]	[略] 人物試験 (個別 面接、 <u>性格検査</u>) 身体検査 人物調査
職員採用Ⅲ種 試験	[略]	[略]	[略] 人物試験 (個別 面接、 <u>性格検査</u>) 身体検査 人物調査
			[略] 人物試験 (個別 面接、 <u>性格検査</u>) 身体検査 人物調査
[略]			
警察官採用試 験	[略]	[略]	[略] 人物試験 (個別 面接、 <u>性格検査</u>) [略] 身体計測 人物調査
[略]			

[略]

別表第3 (第13条関係)

試験の種類	受験資格
職員採用Ⅰ種試験	試験を実施する日の属する年度の 4月1日における年齢が21歳以上32 歳未満の者 (当該試験が前年度に実 施した採用試験による任用候補者の 不足を補うため又は前年度に採用試 験を実施しないことにより任用候補 者がいないため実施するものであると

) 身体検査
	栄養	[略]	[略] 人物試験 (個別 面接、 <u>適性検査</u>) 身体検査
職員採用Ⅲ種 試験	[略]	[略]	[略] 人物試験 (個別 面接、 <u>適性検査</u>) 身体検査
			[略] 人物試験 (個別 面接、 <u>適性検査</u>) 身体検査
[略]			
警察官採用試 験	[略]	[略]	[略] 人物試験 (個別 面接、 <u>適性検査</u>) [略] 身体計測
[略]			

[略]

別表第3 (第13条関係)

試験の種類	受験資格
職員採用Ⅰ種試験	試験を実施する日の属する年度の 4月1日における年齢が21歳以上32 歳未満の者 (当該試験が前年度に実 施した採用試験による任用候補者の 不足を補うため又は前年度に採用試 験を実施しないことにより任用候補 者がいないため実施するものであると

	<p>き（以下「特別募集であるとき」という。）は、22歳以上33歳未満の者）又は21歳未満の者（特別募集であるときは、22歳未満の者）で大学を卒業した者若しくは試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者（以下「大学卒業者等」という。）であること。</p> <p><u>なお、栄養の職種区分については、栄養士法（昭和22年法律第245号）の規定による管理栄養士の登録を受けた者又は採用までの間に登録を受ける見込みの者であること。</u></p>		<p>き（以下「特別募集であるとき」という。）は、22歳以上33歳未満の者）又は21歳未満の者（特別募集であるときは、22歳未満の者）で大学を卒業した者若しくは試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者（以下「大学卒業者等」という。）であること。</p>
職員採用Ⅱ種試験	<p>試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者（特別募集であるときは、20歳以上27歳未満の者）であること。</p> <p>なお、更に<u>社会福祉の職種区分の対象となる職のうち法令の規定により資格を必要とする保育士、児童指導員等の職については当該資格を、</u>栄養の職種区分については栄養士法の規定による栄養士の免許を、<u>それぞれ取得した者又は採用までの間に取得する見込みの者であること。</u></p>	職員採用Ⅱ種試験	<p>試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者（特別募集であるときは、20歳以上27歳未満の者）であること。</p> <p>なお、更に<u>栄養の職種区分については、栄養士法（昭和22年法律第245号）の規定による栄養士の免許を取得した者又は採用までの間に取得する見込みの者であること。</u></p>
[略]		[略]	
<p>[略]</p> <p>別表第4（第14条関係）</p> <p>選考により採用することができる職</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 その他の職</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 警察署に置かれる少年補導職員の職</p> <p>(5) [略]</p>		<p>[略]</p> <p>別表第4（第14条関係）</p> <p>選考により採用することができる職</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 その他の職</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>警察本部又は警察署</u>に置かれる少年補導職員の職</p> <p>(5) [略]</p>	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。